

### 「引取証明書の写し」の作成・交付として認められる例・認められない例

表4 「引取証明書の写し」の作成・交付として認められる例・認められない例

認められる	認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>充填回収業者から交付された引取証明書をコピー機でコピーして引取等実施者に渡した。</li> <li>充填回収業者から民間事業者等が提供している電子管理ツール等を用いて交付された引取証明書（電子ファイル）を、同じく電子管理ツールを用いて引取等実施者に引取証明書の写しとして交付した。</li> <li>充填回収業者から電子メール等で送付された引取証明書（電子ファイル）を引取等実施者に転送した。</li> <li>充填回収業者から交付された引取証明書をスキャンして電子ファイルにして、引取等実施者にメールで送付した。</li> <li>充填回収業者から交付された引取証明書を写真に撮影し、その画像ファイルを引取等実施者にメールで送付した。</li> <li>充填回収業者から交付された引取証明書を廃棄等実施者が引取等実施者に提示し、引取等実施者はそれを写真で撮影し、画像データを保存した。</li> <li>充填回収業者が回収現場で同じ記載内容の引取証明書を3通手書きで作成し、原本と明示された1通と写しと明示された1通が廃棄等実施者に交付され、廃棄等実施者は写しと明示された1通を引取等実施者に交付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>充填回収業者から交付された引取証明書の内容を廃棄等実施者が自ら書き写し、書き写したものを受け取った。⇒転記のミス等のおそれがあります。充填回収業者が作成した引取証明書をコピー等してください。</li> <li>整備時の回収を行った際に充填回収業者から交付された回収証明書の標題を引取証明書に変え、それをコピー機でコピーして引取等実施者に渡した。⇒回収証明書は引取証明書として用いることはできません。充填回収業者にフロン類の引取り又は充填されていないことの確認の依頼をして、あらためて引取証明書又は確認証明書の写しを用意してください。</li> </ul>